

(1) 組合員の資格喪失および年金関係の手続き (異動及び組合員種別変更の場合は 資料2)

必要書類		喪失事由	退職 及び 任期満了	他の公務員共済組合へ の転出 (注2)	他都道府県公立学校 (他支部) への転出 (注2)
資格関係	◎「組合員異動報告書」※1		○	○	○
	組合員証等 組合員被扶養者証 (交付者のみ) 高齢受給者証 (交付者のみ)		○	○	○
一般組合員のみ必要 年金関係 (注1)	「履歴書」※3 ・60歳以下の方のみ ・大阪府教育庁へ提出		○	○	○
	◎「退職・資格変動調査票」 ・64歳以上又は障害年金受給者のみ		○		
	◎「組合員転出届書」			○ (一般組合員になる場合のみ)	○ (一般組合員になる場合のみ)

◎は共済組合所定の様式ですので、当支部ホームページからダウンロードしてご利用ください。

○は必要書類です。

上記必要書類以外に年金手続きにおける追加書類がある場合は、個別に連絡いたします。

(注1) 年金関係の手続きについては、各所属所あて通知文 (令和5年12月4日付け公立阪第385号) または、当支部ホームページにも掲載しています。

[公立学校共済組合大阪支部 検索：トップページお知らせ「退職予定者に係る年金関係手続きについて」]

(注2) 転出とは一日も間の空かないもののみを指します (間が空く場合は退職及び任期満了として取扱ってください)。

大阪支部の組合員資格が引き続き場合は上記の手続きではなく他の手続きが必要です。

⇒「★年度替わりの手続きパターン」参照

- ・退職後に再任用フルタイム職員として勤務する場合
- ・退職後に再任用短時間勤務職員 (20時間以上) として勤務する場合
- ・退職日から一日も空かずに講師として採用される場合 等

※1 ◎「組合員異動報告書」

- ・給与支給機関の情報を基に当支部から対象者を印字した「組合員異動報告書」を作成し、令和6年5月下旬頃に所属所へ送付します。
- ・ただし「資格喪失証明書」が必要な場合は、上記の当支部から対象者を印字した「組合員異動報告書」を待たずに、所属所において◎「組合員異動報告書」を作成し、◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を併せて提出してください。(※2) この場合、特に速やかな提出をお願いします。
- ・また、任意継続組合員になることを希望される場合は、上記の当支部から対象者を印字した「組合員異動報告書」を待たずに、所属所において◎「組合員異動報告書」を作成し、退職日から20日以内に◎「任意継続組合員申出書」に組合員証等を添付し、資格担当へ送付してください。

※2 ◎「資格喪失証明書交付申請書」

- ・国民健康保険への加入や被扶養者の手続き等で、「資格喪失証明書」が必要な場合に提出してください。
- ・至急の場合には、「資格喪失証明書交付申請書」は組合員ご本人から直接公共済大阪支部へお送りいただいても対応いたします。その際は、「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添付してください。
- ・「資格喪失証明書」は、組合員の自宅へ普通郵便で送付します。

※3 「履歴書」

- ・ 共済組合で2部必要です。府立学校に所属する組合員は、退職手当用と併せて作成し、大阪府教育庁を通じて提出してください(教育庁に所属する組合員は任命権者が作成するため不要です)。

履歴書が必要 : 60歳以下の常勤一般組合員の退職(資格喪失)・転出。

履歴書が不要* : 再任用フルタイム勤務・任期付職員の退職(資格喪失)・転出。

*ただし、履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、履歴書の提出が必要です。

(2) 資格喪失後について

退職した日の翌日から公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。

現職時の組合員証及び被扶養者証は使用せず、当共済組合資格担当へ返納してください。

退職日以降の医療費等の取扱いについては、受診時点で加入している健康保険組合へお尋ねください。

ア 再就職先の健康保険(協会けんぽなど)に加入する場合

- ・ 再就職先の健康保険から組合員本人及び被扶養者の「資格喪失証明書」を求められた場合は、
◎「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添付のうえ(※2参照)、資格担当へ提出してください。
- ・ 再就職先での健康保険証等の手続きについては、再就職先へお尋ねください。

イ 任意継続組合員の申出

- ・ 退職後、加入資格(注)があり、任意継続組合員になることを希望される場合は、退職日から20日以内に◎「任意継続組合員申出書」に組合員証等を添付し、資格担当へ送付してください。

- ・ 令和6年3月31日付け退職の申出期間は、

令和6年3月31日(日)から令和6年4月19日(金)

(郵送の場合のみ消印有効)(遞送の場合必着)です。

この申出期間を過ぎると加入できませんので、ご注意ください。

任意継続制度についての詳細は、令和6年1月31日付け公立阪第426号「任意継続組合員の申出に係る受付について(通知)」又は、公立学校共済組合大阪支部ホームページ「お知らせ」をご確認ください。

(注)【加入資格】退職日まで引き続き1年と1日以上現職の組合員期間があること

ウ 国民健康保険に加入する場合

- ・ 当共済組合の資格喪失日より14日以内に加入手続きの必要があり、「資格喪失証明書」が必要です。
◎「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添付のうえ(※2参照)、資格担当へ提出してください。
- ・ 国民健康保険の加入手続きや申出期間は、居住地の市区町村の担当課へご確認ください。
(当支部では、各市区町村の国民健康保険の加入手続きについてはご案内できませんのでご了承ください。)